

花巻監督署 情報チャンネル

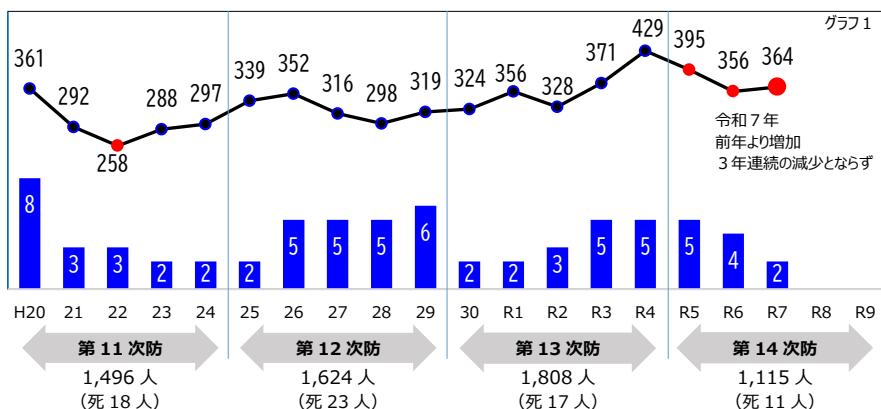
令和8年2月号



図・表等に必要なリンクを付けていますので適宜クリックしてご覧ください。

I 労働災害発生状況（令和7年12月末速報値）

休業4日以上の労働災害、3年連続減少ならず、死亡災害ゼロ未達成。



花巻監督署管内の労働災害は、3年連続の減少とならず。第14次労働災害防止計画（花巻版）に掲げた「減少傾向」に影。

死亡災害は、熊に襲われた事例（旅館業）、機械に巻き込まれた事例（製造業）計2件発生。死亡災害ゼロ達成ならず。

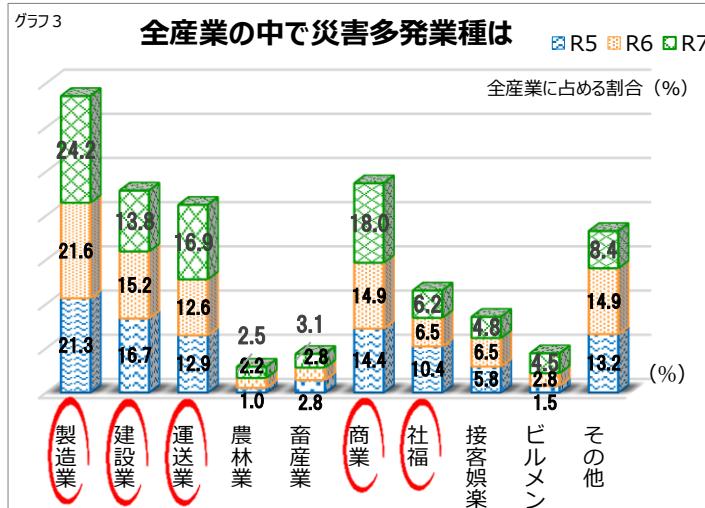
転倒災害が増加、全体の3割を超える事故型別で最多。更なる取り組みが求められる。

12月から2月は
冬季転倒災害防止対策強化期間です

グラフ2 月別発生動向 ()は転倒で内数 ○は死亡で内数

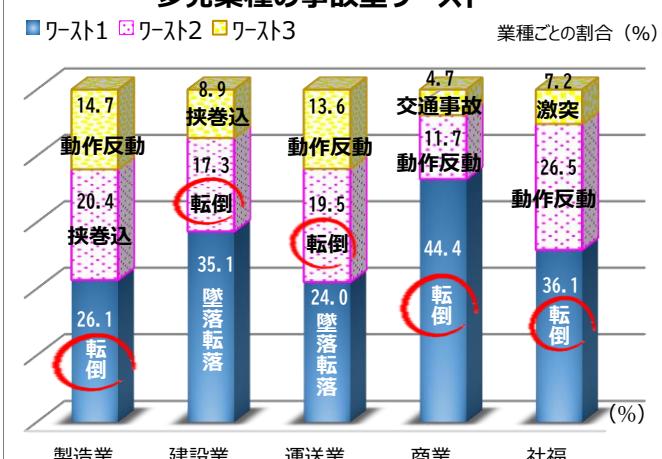


令和5年、令和6年は確定値、令和7年は速報値。



花巻監督署に届けられた労働者死傷病報告で休業4日以上の労働災害を集計したもの（※新型コロナウイルス感染症を除く）。令和7年は速報値。

グラフ4 多発業種の事故型ワースト



他社の取組事例
『見える』あんぜん事例集 をご覧ください

II 災害パターンを踏まえた安全対策

上記グラフ4のとおり、業種によって労働災害のパターンに一定の傾向が見られます。特に、転倒災害の防止は全業種共通の課題です。転倒災害はグラフ2のとおり冬季に多発しますが、年間を通じて対策が必要です。職場の安全対策として以下の取り組みをお願いします。

- 転倒 → ①危険マップによる見える化、危険箇所のリスクアセスメント ②転倒予防体操による転倒に強い体づくり ③転倒予防の研修 ④設備改善、4S活動を継続 ⑤エイジフレンドリーガイドラインを参考に高年齢労働者の安全と健康の確保

※参考 厚生労働省リーフレット、花巻監督署からのお知らせ「転倒防止対策のポイント」

墜落・転落 → ①リスクアセスメント ②作業手順の確認 ③足場、手すり等の設備点検 ④安全帯・ヘルメットの着用徹底

挟まれ・巻き込まれ → ①リスクアセスメント ②回転部・動作部の安全カバー取付け ③安全装置・非常停止スイッチの作動状況点検

動作の反動 → ①腰痛予防体操の導入 ②腰の負担軽減措置、腰部保護ベルト着用 ③エイジフレンドリーガイドライン(R8.4.1 努力義務化)



III 岩手県の特定（産業別）最低賃金が改正されました

岩手県内では、「鉄鋼業、金属製品、その他の金属製品製造業」「光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」「自動車小売業」「各種商品小売業」「百貨店、総合スーパー」の6産業について特定（産業別）最低賃金が設定されており、以下の4産業の最低賃金が改正されました。

産業名	時間額	発効日	リーフレット→
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業	1,072 円	令和8年 1月15日	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業	1,052 円	令和8年 2月1日	(ア) 手作業による包装、袋詰め又はパリ取り 若しくは検品の業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気 機械器具、情報通信機械器具製造業	1,039 円	令和8年 1月15日	(イ) ①手作業による包装又は袋詰めの業務 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はパリ取りの業務
自動車小売業	1,068 円	令和8年 1月15日	

最低賃金については、[岩手労働局 労働基準部 最低賃金](#) のホームページをご覧ください。→

IV ハラスメント問題でお困りの事業者の皆さまへ

厚生労働省
ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業

支援無料

ハラスメント問題でお困りの事業者様へ

**ハラスメント事案解決のため
企業をサポートします！**

専門家を派遣し、現在起こっているハラスメント事案の解決に向けて、事業主の皆様が雇用管理上の措置を迅速に行えるよう支援します。

支援対象 ハラスメント事案に直面している事業主様、人事・労務担当者様

支援内容 専門家(社会保険労務士)を派遣
全2回(各2時間)リモート支援・訪問支援を選択

【相談例】

Q1 子の看護のために休むたびに「母親は甘い」等と威圧的に言う上司がいて辛いので、上司を異動させてほしいと社員から相談があったが、異動できる部署がなく困っている。

Q2 部下を「使えない」等と会議で繰り返し侮辱する社員がいて、複数の社員から相談を受けている。行為者への対処はどうにしたらよいか前例がなくて困っている。

Q2 外部顧客からの暴言・侮辱を受け、メンタル不調をきたしている社員がいる。どのように対応すればよいか困っている。

[専門家支援のお申し込みはこちら](#) →

☎ 050-5846-9616

(平日 10:00~17:00)



令和7年度厚生労働省ハラスメント事案解決のための支援及び解決事例の周知事業（受託会社 株式会社タスクールPlus）

V 労働基準法 よくある相談 ⑯『就業規則』

Q：当社では監督署に届出した形跡がありません。また就業規則を見た記憶もありません。どうしたらいいですか？

A：労働基準法第89条では、常時10人以上の労働者を使用する使用者に、就業規則の作成・届出（労働基準法施行規則第49条）を義務付けています。また、同法第90条では、就業規則の作成において、労働者の過半数で組織する労働組合や労働者の過半数代表者の意見聴取を義務付け、さらに、同法第106条（同規則第52条の2）では、就業規則を常時見えやすい場所への掲示・備え付け・書面交付・電磁的記録媒体等によって労働者に周知することを義務付けています。

就業規則は、始業終業時刻・休憩時間・休日・休暇・賃金・解雇・退職・表彰・制裁の労働条件や安全衛生等々について定め、また、労働契約法や育児介護休業法、いわゆるパワハラ防止法等による各種の定めをしているところですが、これらは、法改正の都度、見直しが必要であり、就業規則に記載した条文（文章）の改変を行う場合には、労働基準法第90条に定める手続きを経たうえで、[所轄労働基準監督署長に届出](#)を行なう必要があります。※[花巻監督署からのお知らせ「労務管理の基本の“き”ハンドブック」](#)

事業場によっては、事務担当者の変更等に際し、引継ぎが不十分であったり、休憩室に原本を置いていたら紛失した、事務所の移転・引っ越し等で紛失してしまったなどの事例もあります。

ご相談では、「届出した形跡がない」ということですが、今一度、事務所内を探していただき（場合によっては、電子データが残っていることもあるかもしれません。）、見つからない場合は、新たに就業規則を作成し、届出を行う必要があります。

新規に作成するのは大変かもしれません、厚生労働省では[モデル就業規則](#)を作成しておりますので、ご参考ください。

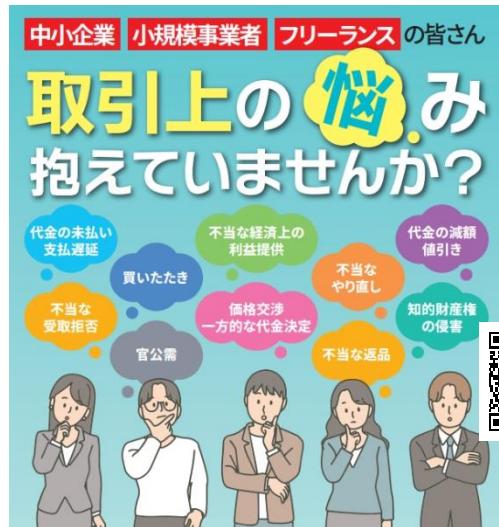
なお、就業規則の労働者への周知にあたっては、労働基準監督署へ届出したものの写しを掲示する、電子媒体のデータ保存など原本の紛失対策をお願いします。



ご不明な点がありましたら、最寄りの労働基準監督署までお問合せください。

VI 中小受託取引適正化法（取適法）施行 令和8年1月1日

発注者・受注者の対等な関係に基づき、事業者間における価格転嫁及び取引の適正化を図るための「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が令和7年5月16日に成立し、同月23日に公布されました。本改正により、法律名の「下請代金支払遅延等防止法」は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（略称：中小受託取引適正化法、通称：取適法）となります。本改正法は、令和8年1月1日から施行されます。



悩んだらここに相談を！

これまでの「下請かけこみ寺」は2026年1月1日より「取引かけこみ寺」に名称変更しました。

取引かけこみ寺

https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

相談無料 全国48か所
秘密厳守 匿名相談可能

0120-418-618

【受付時間】平日 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用になれます。お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

「取引かけこみ寺」では、中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さんに抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。

取引かけこみ寺は
中小企業庁の委託事業です。



VII 労働災害事例 ① 墜落事故を防ぐ

労災死亡事故に至る事例の典型的パターンの一つは「墜落」です。

※第13次防の死亡事故で墜落は22.9%を占め最多。[情報チャンネル7月号](#)

	死亡災害発生概要	年齢	起因物
事例1	支障物の除去、墜落	60代	建築物・構築物
事例2	架設の作業床を移動、固定金具を外した際に墜落	50代	作業床
事例3	解体作業中の作業床から墜落	50代	作業床
事例4	屋根の養生シート設置、梁から墜落	60代	梁
事例5	プラント通路を歩行中、通路の端から墜落	50代	通路
事例6	トラック荷台から落下	60代	トラック

上記死亡災害で亡くなった方々は経験10年以上のベテランです。いずれも防ごうと思えば防げた事故であり、共通点は「墜落防止措置を講じていないこと」が直接原因ですが、その他にも複数の要因があります。

例えば、単独作業、短時間作業、慣れ・慢心により安全対策を軽視又はおざなり、作業計画なし、リスクアセスメント未実施、社内安全パト未実施、設備の不備を見落とし又は無視、形骸化、安全教育未実施、作業第一・安全第二、等々、背景要因は様々です。

墜落災害を発生させないためには、まずは直接原因である「墜落防止措置」を確実に講ずる必要があります。

* 墜落防止に関する関係法令（墜落等による危険防止）

労働安全衛生規則第518条～第533条

管理者・責任者は、必要な対策を考え、明確な指示を行い、作業員がそれを守っているか確認する義務があります。

また、作業員は必要な対策を守り、確実に講ずる義務があります。安全な作業を遂行し、事故なく作業を終えるために「指差確認」「指差呼称」をやってみませんか。

花巻監督署では

「安全決意宣言」

「ZERO 災の日」

の取り組みを推奨しています。



墜落災害防止のポイント

工場、施設等では…

- 2階の物置き・倉庫等の開口部・作業床の端に、手すり・囲い等を設置
- 踏み台・脚立・はしごの使用方法を確認、正しい使用方法の教育実施
- 昇降設備・階段の手すり、滑り止め設置、通路のつまづき・滑りの解消

建設工事現場では…

- 足場の手すり・中さん等の設置、作業前点検の実施、開口部の養生
- 安全帯の適切な選択、確実な使用、安全帯取付け設備、墜落防止ネット使用
- 脚立・はしごの使用方法を確認、正しい使用方法の教育実施
- 高所作業車の作業前点検、安全帯使用、作業手順書の整備・教育の実施

➡ [建設業における墜落・転落災害をなくしましょう](#)

VIII 「工作物石綿事前調査者講習」のご案内

解体・改修・各種設備工事において、一部の工作物に工事に係る石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの事前調査は、有資格者「工作物石綿事前調査者」に行わせることが義務付けられています。※[令和8年1月1日以降工の工事から義務化スタート](#)

無資格者による事前調査は違法です。

今般、岩手労働基準協会で第1回目の「工作物石綿事前調査者」の資格取得講習を開催しますので、ご案内いたします。

日 時 令和8年3月12日(木)～13日(金)

場 所 岩手労働基準協会研修センター（盛岡市北飯岡）

定 員 60名

申込締切 令和8年2月27日(金)

申込先 (公財) 岩手労働基準協会

受講案内、申込書は[こちら](#)→



石綿（アスベスト）が含まれているかどうかの事前調査は、施工業者（元請事業者）が必ず行う必要があります。

また、事前調査結果の記録等を作成し、記録の写しを除去作業等の作業中に現場に備え付けるとともに、作業終了後、3年間保存する必要があります。

さらに、一定規模以上の工事は、労働基準監督署と都道府県等に対して、[事前調査結果等を報告](#)する必要があります。

石綿（アスベスト）が含まれている保温材等の除去、吹付け石綿の除去等は、[作業開始の14日前までに監督署に届出](#)が必要です。

もっと詳しく → [石綿総合情報ポータルサイト](#)をご覧ください。

X 技能講習修了証の偽造に注意



県外の事業場の事案ですが、またしても技能講習修了証の偽造事案が確認されました。

今回確認された事案は、岐阜労働局において、登録教習機関として登録を受けておらず、また、実際に安全衛生に係る講習を実施することなく、無効な技能講習修了証を発行していたものです。

登録教習機関の名称を使用したものではなく、実在しない架空団体名を使用して修了証を偽造していたもので、偽造した法人及び事業主について、警察署が有印私文書偽造・同行使の疑いで逮捕しています。

◆判明している無効な技能講習修了証等の名称（種類）

- (1) 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習修了証
- (2) 高所作業車運転技能講習修了証
- (3) 小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- (4) 玉掛け技能講習修了証
- (5) ガス溶接技能講習修了証
- (6) 車両系建設機械技能講習修了証（整地・運搬・積込み用及び掘削用）

[情報チャンネル6月号\(XI\)](#)でもお知らせしていますが、技能講習や特別教育の修了証の偽造は度々発生しています。

新規入場教育等の際には、本人の「資格はある」という言葉だけでなく、必ず「[資格証の原本確認](#)」を徹底していただきますようお願いいたします。

また、疑問がある事例を確認した場合は、最寄りの労働基準監督署にご連絡をお願いいたします。

IX モデル就業規則を改訂しました

厚生労働省では、労働基準法等の法改正等を踏まえ、モデル就業規則を改訂しました。

モデル就業規則

令和7年12月版

厚生労働省労働基準局監督課



外国語版（英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語）

もありますのでご活用ください。

【改訂事項】

- ①特別休暇について（第32条及び第5章解説文）
- ②労働条件明示について（第7条解説文）
- ③時間外労働の上限規制について（第21条解説文）
- ④時間単位年休について（第24条）
- ⑤中小企業における割増率について（第40条解説文）
- ⑥賃金のデジタル払いについて（第47条解説文）
- ⑦継続雇用制度の経過措置について（第51条解説文）
- ⑧その他（字句等の微修正）

現状の就業規則をご確認いただき、必要に応じ、就業規則の変更及び所轄監督署への届出等をお願いします。

届出様式は[こちら](#)→ [就業規則（変更）届及び意見書](#)

ご不明な点は労働基準監督署にお問い合わせください。

今後も改訂が予定されていますので、随時ご案内いたします。

XI 労災保険相談ダイヤルをご利用ください

働く皆さん、事業主の皆さん

労災に関するギモンに
お答えします!!



新しく事業を
立ち上げましたが、
労働保険について
どのような手続きを行
う必要がありますか？

石綿（アスベスト）によ
る病気と診断されました。
以前、仕事で石綿を扱って
いましたが、労災補償は受けられますか？

労災の請求書は
どこで入手できますか？

社員が仕事中に
ケガをしました。
事業主として
どのような手続きを行
えばよいですか？

お気軽に
ご相談
ください。

新型コロナ
ウイルス感染症を
発症した場合、労災保険
給付の対象となりますか？

労働保険料の納付は
いつ、どのように行
えばよいですか？

仕事中にケガをしました。
労災の手続きや請求書の書き方について
教えてください。

労災被假該当相談

労災請求手続き
に関する相談

労働保険の加入・
労働保険料納付に
に関する相談

アスベスト等による
労災に関する相談

労働保険
適用・徴収
労災保険相談ダイヤル

0570-006031

受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝日・年末年始はお休みします)

※労災に該当するかどうかは、労働基準監督署が判断の上、判断します。

※ご利用の際は、電話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

こちらもご参照ください → [労災保険に関するQ&A](#)